

平成13年 6月 8日制定
(平成16年 3月11日改正)
(平成20年 5月 1日改正)
(平成21年 7月 1日改正)
(平成21年11月 6日改正)
(平成25年 1月31日改正)
(平成26年 5月29日改正)
(平成27年 2月18日改正)
(令和3年 9月17日改正)
(令和4年 4月 1日改正)
(令和6年 4月 1日改正)

姫路市社会福祉法人等指導監査事務要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、姫路市長が、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項及び第70条、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の3第1項、第34条の14第1項、第34条の17第1項、第34条の18の2第1項及び第46条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第19条第1項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第81条第1項並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第18条第2項の規定に基づき、社会福祉法人及び社会福祉施設等（第3条第2号から第7号までに掲げるものをいう。以下同じ。）に対して行う指導監査について必要な事項を定めるものとする。

(指導監査の目的)

第2条 社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査は、社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営の確保並びに社会福祉施設等によって提供される福祉サービスの質の向上を目的として実施するものとする。

(指導監査の対象)

第3条 この要綱に基づいて行う指導監査の対象は、次のとおりとする。

- (1) 姫路市長の所管に属する社会福祉法人
- (2) 姫路市内に所在する次に掲げる社会福祉施設のうち、国、都道府県、指定都市及び中核市以外の者が設置するもの
 - ア 保育所
 - イ 母子生活支援施設
 - ウ 幼保連携型認定こども園
 - エ 障害者支援施設
 - オ 養護老人ホーム
 - カ 特別養護老人ホーム
 - キ 軽費老人ホーム
 - ク 女性自立支援施設
- (3) 姫路市内に所在する障害者総合支援法第80条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う事業所、地域活動支援センター及び福祉ホームであって社会福祉法人が設置するもの
- (4) 一時預かり事業（姫路市長の所管に属する児童福祉施設において一体的に行われるもの（次号及び第6号において「一体的実施事業」という。）に限る。）を行う者
- (5) 放課後児童健全育成事業（一体的実施事業に限る。）を行う者
- (6) 病児保育事業（一体的実施事業に限る。）を行う者
- (7) 家庭的保育事業等を行う者

(指導監査の実施方針)

第4条 社会福祉法人に対する指導監査は、国から示される処理基準等に基づいて実施するものとする。

2 社会福祉施設等に対する指導監査は、国から示される技術的助言としての指導監査指針等を参考にするとともに、市民の社会福祉に対するニーズ等を考慮して実施するものとする。

(指導監査の実施方法)

第5条 指導監査の方法は、一般指導監査と特別指導監査とする。

2 一般指導監査は、毎年度計画的に、次に掲げる実地指導監査と書面指導監査に区分して実施する。

(1) 実地指導監査 社会福祉法人の事務所又は社会福祉施設等において、関係者からのヒアリング及び設備、帳簿、書類その他の物件の審査により行う。

(2) 書面指導監査 あらかじめ提出させた資料の審査により行う。

3 特別指導監査は、次の各号のいずれかに該当する場合に、随時適切に実施するものとする。

(1) 社会福祉法人又は社会福祉施設等の運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。

(2) 関係法令により定められた社会福祉施設等の最低基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき。

(3) 一般指導監査による指導事項に対して改善がみられないとき、又は改善の内容が著しく不十分であるとき。

(4) 正当な理由がなく、一般指導監査を拒否したとき。

(一般指導監査の実施)

第6条 社会福祉法人に対する実地指導監査は、原則として毎年度1回実施するものとする。ただし、当該社会福祉法人が次のいずれにも該当する場合は、2年度又は3年度に1回実施することができるものとする。

(1) 社会福祉法人の運営について法及び関係法令・通知に照らし、特に大きな問題が認められないものであること。

(2) 当該社会福祉法人が経営する社会福祉施設など社会福祉事業等について、施設基準・運営費や報酬の請求等に特に大きな問題が認められないものであること。

2 社会福祉施設等に対する実地指導監査は、原則として毎年度1回実施するものとする。ただし、当該社会福祉施設等が次のいずれかに該当する場合は、当該年度又は次年度の監査の全部若しくは一部を省略すること又は書面指導監査とすることができるものとする。

(1) 前年度に実施した実地指導監査（障害者総合支援法に基づく姫路市指定障害福祉サービス事業者等に対する指導及び監査の実施に関する要綱（平成24年9月3日制定）の規定により実施した実地指導を含む。次号において同じ。）の結果、良好な運営が確保されていると認められるものであること。

(2) 法令等により毎年度の実地指導監査が義務付けられていないものであること。

3 前2項の規定による実地指導監査は、効率的かつ効果的な指導監査の実施に資すると認められるときは、併せて実施することができる。

（指導監査の着眼点基準）

第7条 指導監査の実施上の着眼点については、その基準を別に定める。

（一般指導監査の実実施計画及び指導監査重点項目）

第8条 一般指導監査の実実施計画及び指導監査重点項目は、原則として年度当初に、指導監査の実実施方針及び前年度の指導監査の結果を勘案して策定するものとする。

2 前項の実実施計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 指導監査の対象

(2) 指導監査の実実施区分

(3) 指導監査の実実施時期

(4) その他指導監査の実実施上必要があると認められる事項

（指導監査の実実施通知）

第9条 指導監査の実実施を決定したときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を指導監査の対象となる社会福祉法人及び社会福祉施設等の設置者又は事業者へ通知するものとする。ただし、緊急その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1) 指導監査の根拠規定

(2) 指導監査の対象となる社会福祉法人及び社会福祉施設等の名称

(3) 指導監査の日時

(4) 指導監査を担当する職員の数

(5) その他必要と認める事項

（指導監査事前準備資料）

第10条 指導監査を行うに当たり、あらかじめ調査事項及び様式を定めて、指導監

査の対象となる社会福祉法人及び社会福祉施設等の設置者又は事業者から指導監査に関する資料を提出させるものとする。ただし、緊急を要するとき、又はその必要を認めない場合は、この限りでない。

(指導監査班の編成)

第11条 実地指導監査班は、職員2名以上をもって編成する。

2 特別指導監査班は、原則として、職員3名以上をもって編成し、うち1名は係長以上の職にある者とする。

(身分を示す証明書)

第12条 第5条に規定する実地指導監査又は特別指導監査（以下「実地等指導監査」という。）を実施する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者からの請求があるときは、これを提示しなければならない。

2 前項に規定する身分を示す証明書の様式は、厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年厚生労働省令第175号）及び内閣府の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令（令和3年内閣府令第64号）に規定する様式とする。

(指導監査後の措置)

第13条 実地指導監査を担当した職員は、指導監査終了後、その結果を社会福祉法人の役員、社会福祉施設等の長又は管理者その他関係者に講評し、改善の必要があると認められた事項について口頭により指示するものとする。

2 前項の職員は、指導監査の結果について、帰庁後速やかに上司に報告するものとする。

3 指導監査の結果、改善の必要があると認められた事項のうち重大と認められるものについては、社会福祉法人、社会福祉施設等の設置者又は事業者に対し文書により改善を指示するものとする。

4 前項の規定により指示した事項については、期限を付して、その改善の状況を文書により報告させるものとする。

5 前項の期限を著しく経過してもなお報告がない場合又は報告の内容が不十分で改

善状況が確認できない場合は、改善状況確認のための必要な措置を講ずるものとする。

(行政処分等)

第14条 前条の規定により改善の指示を繰り返し行ったにもかかわらず、なお改善の措置が講じられないときは、必要に応じ、姫路市社会福祉法人等審査委員会設置要綱（平成9年5月30日制定）により設置された姫路市社会福祉法人等審査委員会に諮り、また、その他所要の手続きを経て、関係法令の規定に基づく行政処分等を行うものとする。

(関係機関との連携)

第15条 社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査の実施に際しては、関係各課、兵庫県等の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

(指導監査情報の公表)

第16条 指導監査の結果及び当該監査結果に対する社会福祉法人及び社会福祉施設等の改善状況等については、市ホームページにより公表するものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年6月8日から施行する。
- 2 姫路市児童福祉施設等指導監査事務実施要綱（平成8年3月26日制定）は、廃止する。

附 則（平成16年3月11日）

この要綱は、平成16年3月11日から施行する。

附 則（平成20年5月1日）

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（平成21年7月1日）

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成21年11月6日）

この要綱は、平成21年11月6日から施行する。

附 則（平成25年1月31日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月29日）

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成27年2月18日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月17日）

この要綱は、令和3年9月17日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。